

手すり用点字標示板の表示について

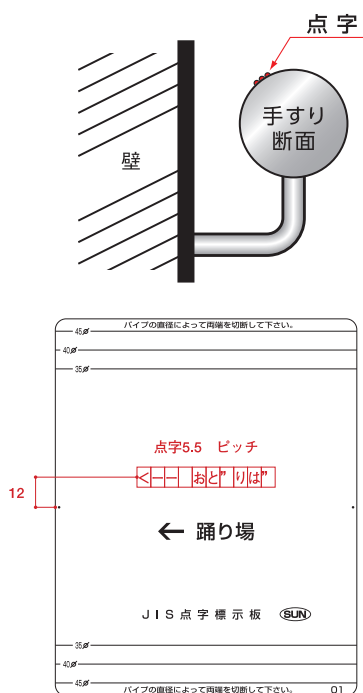
日本工業規格

JIS T 0921：2006に基づく点字の表示方法

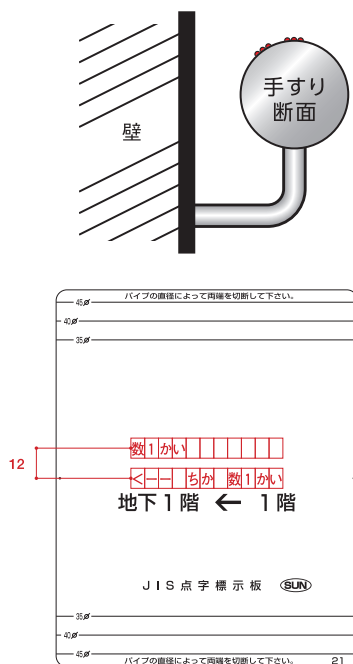
○ 手すりの点字の表示方法

- a) 点字は、手すりの長手方向と平行に表示することが望ましい。
- b) 点字の行数は、3行以内とする。
- c) 断面が円形状の手すりで、点字の行数が1行の場合は、点字部分を手すりの真上より少し壁面に表示し、3行の場合は、3行目が手すりの真上になるように表示することが望ましい。
上部が平面状の手すりの場合は、点字部分が平たん部からはみ出さないように表示する。

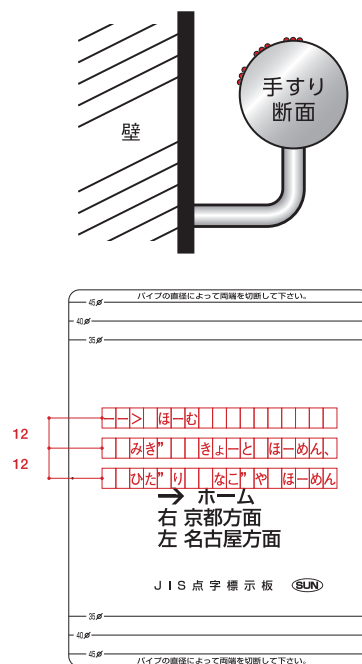
点字1行の場合



点字2行の場合



点字3行の場合



- d) 2段手すりとなっている場合は、少なくとも上部の手すりに表示する。
- e) 階段などに設置する手すりでは、階段手前の警告ブロックの延長線上の手すりの末端部に表示することが望ましい。
- f) 建物内の階段では、現在階の階数及びフロアの情報を手すりの末端部に表示する。また、必要によって現在階と行先階を表示する。その場合、現在階を先に書き、改行し、行先を示す矢印の後に行先階を表示する。(P14、HS-3J 参照)
- g) 駅構内・歩道橋など、移動を目的とする施設では、行先情報を優先することが望ましく、説明文の前に行先を表す矢印を表示する。また、必要に応じて現在地情報も表示する。その場合、現在地を先に書き、改行し、行先を示す矢印の後に行先地を表示する。(P14、HS-3J 参照)
- h) 室出入口の両側に手すりがある場合は、両側にそれぞれ方向を示す矢印を添えて表示する。(P14、HS-3J 参照)